

第6号様式

自転車等放置防止推進協議会地区活動補助金事業完了報告書

令和4年4月26日

泉 区 長

〔申請者〕 住所または所在地 横浜市泉区和泉中央北四丁目 32-1-216

団 体 名 　いずみ中央駅自転車等放置防止推進協議会

代表者名 新 藤 隆 雄

令和3年5月20日 泉地振 第250号で補助金の交付を受けた事業が完了しましたので関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 精算

(1) 収入額 　　¥50,000

(2) 支出額 　　¥50,000

(3) 差 引 　　¥ 0

( 年 月 日返還)



事業収支決算書

1. 収入

(単位 円)

項目	予算額	決算額	増▲減	説明
補助金	50,000	50,000	0	放置自転車対策事業に係る補助金
収入計 ①	50,000	50,000	0	

2. 支出

(単位 円)

項目	予算額	決算額	増▲減	説明
放置自転車取締り警告札の取付	10,000	15,100	5,100	放置自転車取締り活動費
定期総会	4,000	3,000	▲ 1,000	定期総会経費
事務費	6,000	1,822	▲ 4,178	カラーコピー、はがき代、通信費、セロハンテープ
啓蒙活動	30,000	30,078	78	ティッシュペーパー代、マスク代、ハンドジェル代
支出計 ②	50,000	50,000	0	

3. 差引

令和3年度 決算報告に基づき  
監査の結果適正であることを認めます。

0円 (①-②)

監査 佐藤 茂



自転車等放置防止推進協議会地区活動補助金交付申請書

令和4年4月26日

泉 区 長

〔申請者〕住所又は所在地 横浜市泉区和泉中央北四丁目32-1-216

団 体 名 いずみ中央駅自転車等放置防止推進協議会

代表者名 <sup>会長</sup>新 藤 隆 雄

自転車等放置防止推進協議会地区活動補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事 業 名	いずみ中央駅自転車等放置防止推進活動
事 業 目 的	いずみ中央駅周辺の違法放置自転車の取締り及び指導、警告札の取付け
交 付 申 請 額	¥50,000
交 付 申 請 理 由	毎月の指定日に実施している放置自転車、バイクの取締りに於いての活動費



事業収支予算書(案)

1. 収入

(単位 円)

項 目	金 額	説 明
自転車等放置防止推進協議 会活動補助金	50,000	放置自転車対策事業に係る補助金
合 計	50,000	

2. 支出

(単位 円)

項 目	金 額	説 明
放置自転車取締り警告札の 取付	20,000	放置自転車取締り活動費
定期総会	4,000	定期総会経費
事務費	6,000	コピー代、はがき代、通信費、セロハン テープ
啓蒙活動	20,000	ティッシュペーパー代
合 計	50,000	

## いずみ中央駅自転車等放置防止推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、いずみ中央駅自転車等放置防止推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会はいずみ中央駅周辺における自転車等の適正利用の指導、放置自転車等の整理を促進し、歩行者の安全と駅周辺の交通の円滑化及び駅周辺の美化を図ることを目的とするとともに、自転車の利用あるいは放置禁止区域の状況を調査し、実情にあった効果的なものになるよう放置禁止区域の範囲を協議する。

(構成)

第3条 協議会は、自治会、町内会、交通安全協会、商店会、その他の関係機関、団体等の関係者をもって構成する。

(役員及び役員の選出)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

2 会長、副会長、会計及び監査は総会において選出し、幹事は会長が選任する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

3 幹事会は会長、副会長、及び幹事をもって構成し、第9条の事項を協議する。

(業務)

第7条 協議会は、第2条の目的を遂行するため次の業務を行う。

- (2) 放置自転車等の整理に関する事。
- (3) 駅周辺街区の路上、広場の美化に関する事。
- (4) 放置禁止区域の見直しに関する事。
- (5) その他第2条の目的を遂行するに必要な事項。

(会議)

- 第8条 会議は、総会及び幹事会とし、会長が必要に応じて招集する。  
2 会長は、会議の議長となる。

(総会)

- 第9条 総会は、規約及びその他必要な事項を審議する。  
2 幹事会は、業務遂行に必要な事項及び総会から付託された事項について協議する。

(経費)

- 第10条 協議会の経費は、市からの補助金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務局は、和泉中村町内会館に置く。

(顧問)

- 第12条 協議会に相談役として顧問を置く。

(委任)

- 第13条 この規約に定めるもののほかは、会長が総会にはかり定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成13年4月1日から実施する。